

平成30年2月亀岡市議会臨時会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長公室並びに部として企画管理部、生涯学習部、総務部、環境市民部、健康福祉部、産業観光部、<u>まちづくり推進部及び土木建築部</u>を設置する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 市長公室及び各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>まちづくり推進部</p> <p>(1) 都市計画に関すること。</p> <p>(2) 都市整備に関すること。</p> <p>(3) 公共交通政策に関すること。</p> <p>(4) <u>京都スタジアム（仮称）</u>に関すること。</p> <p><u>土木建築部</u></p> <p>(1) <u>桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進</u>に関すること。</p> <p>(2) 道路、河川その他の土木に関すること。</p> <p>(3) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関すること。</p> <p>(4) 法定外公共物に関すること。</p> <p>(5) 住宅及び建築に関すること。</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長公室並びに部として企画管理部、生涯学習部、総務部、環境市民部、健康福祉部、産業観光部及び<u>まちづくり推進部</u> _____ を設置する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 市長公室及び各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>まちづくり推進部</p> <p>(1) 都市計画に関すること。</p> <p>(2) 都市整備に関すること。</p> <p>(3) 公共交通政策に関すること。</p> <p>(4) <u>京都スタジアム（仮称）を核としたまちづくり</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進</u>に関すること。</p> <p>(6) 道路、河川その他の土木に関すること。</p> <p>(7) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関すること。</p> <p>(8) 法定外公共物に関すること。</p> <p>(9) 住宅及び建築に関すること。</p>

亀岡市営住宅入居者選考審議会条例（昭和39年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>土木建築部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>まちづくり推進部</u> において処理する。